

技術基準に関する規則と適合性の有無の対比表(固体廃棄物減容処理施設)

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二十六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第一条	(定義)	(定義) 第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 『放射線』とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号。以下この項において「第一種埋設規則」という。) (2) 『放射性廃棄物』とは、第一種埋設規則第二条第二項第二号及び管理規則第一条第二項第二号に掲げる放射性廃棄物をいう。 (3) 『管理区域』とは、第一種埋設規則第二条第二項第三号及び管理規則第一条第二項第三号に掲げる管理区域をいう。 (4) 『周辺監視区域』とは、第一種埋設規則第二条第二項第四号及び管理規則第一条第二項第四号に掲げる周辺監視区域をいう。	(定義) 第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号)、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)及び廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)において使用する用語の例による。	(定義) 第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号。以下「第一種埋設規則」という。) 第二条第二項第一号に規定する放射線又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号。以下「廃棄物管理規則」という。) 第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。 二 放射線核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成二十年経済産業省令第二十三号。以下「第一種埋設規則」という。) 第二条第二項第一号に規定する放射線又は核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号。以下「廃棄物管理規則」という。) 第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。 三 管理区域第一種埋設規則第二条第二項第三号に規定する管理区域又は廃棄物管理規則第一条第二項第三号に規定する管理区域をいう。 四 周辺監視区域第一種埋設規則第二条第二項第四号に規定する周辺監視区域又は廃棄物管理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。 五 安全機能特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。 六 安全上重要な施設安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。	(用語) ・特定廃棄物埋設施設 ・特定第一種廃棄物埋設施設	無	
		(特殊な方法による施設) 第二条 この省令の規定によらないで 特定廃棄物埋設施設 又は 特定廃棄物管理施設 を施設することにつき特別の理由がある場合にあっては、 経済産業大臣 の認可を受けて、この省令の規定によらないで 特定廃棄物埋設施設 又は 特定廃棄物管理施設 を施設することができる。 2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び施設方法を記載した申請書に 関係図面 を添付して申請しなければならない。	(特殊な方法による施設) 第二条 この規則の規定によらないで 特定第一種廃棄物埋設施設 又は 特定廃棄物管理施設 を施設することにつき特別の理由がある場合にあっては、 原子力規制委員会 の認可を受けて、この規則の規定によらないで 特定第一種廃棄物埋設施設 又は 特定廃棄物管理施設 を施設することができる。 2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び施設方法を記載した申請書に 関係図面 を添付して申請しなければならない。	(特殊な設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設) 第二条 特別の理由により 原子力規制委員会 の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで 特定第一種廃棄物埋設施設 又は 特定廃棄物管理施設 を 設置 することができる。 2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び 設置 方法を記載した申請書に 関係図面 を添付して申請しなければならない。	・経済産業大臣→原子力規制委員会	・文章表現の見直し ・施設一設置	無

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第三条	(廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持)	(該当なし)	(該当なし)	(廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の維持) 第三条 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る 廃止措置計画 (同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める 廃止措置期間性能維持施設 (第一種施設規則第七十八条の二第九号の 廃止措置期間性能維持施設をいう。) 又は 性能維持施設 (廃棄物管理規則第三十五条の五の二第九号の性能維持施設をいう。) については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る 廃止措置計画 に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。	・新規事項	無	
第四条	(核燃料物質の臨界防止)	(該当なし)	(核燃料物質の臨界防止) 第四条の六 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、 核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。	(核燃料物質の臨界防止) 第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、 臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	・新規要求事項 ・講じ→講じられたもので	無	
第五条	(特定第一種廃棄物管理施設の地盤又は)	(該当なし)	(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤) 第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、 次条第二項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。	(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤) 第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、 次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	・新規要求事項 ・施設→設置されたもので	有	有
第六条	(地震による損傷の防止)	(耐震性) 第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、 これに作用する地震力 による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないように施設しなければならない。 2 前項の地震力は、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の構造及びこれが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度、地震活動の状況その他の要因を考慮して算定しなければならない。	(地震による損傷の防止) 第四条の二 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、 地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。) による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。 3 安全上重要な施設が前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	(地震による損傷の防止) 第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力(安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。) による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその 安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。 3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその 安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	・耐震性→地震による損傷の防止 ・考慮すべき地震力について明記された ・規制要求の対象が安全上重要な施設が追加された ・斜面の崩壊について追加された	1項 有 2項 無 3項 無	有

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第七条	(津波による損傷の防止)	(新設)	(津波による損傷の防止) 第四條の三 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	(津波による損傷の防止) 第七條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがない もの でなければならない。	・新規要求事項 ないよう、防護措置その他の適切な措置を講じ →もので	無	
		(津波による損傷の防止) 第四條の三 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設がその供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	(津波による損傷の防止) 第七條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがない もの でなければならない。				
第八条	(外部からの衝撃による損傷の防止)	(新設)	(外部からの衝撃による損傷の防止) 第四條の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が 講じられたもので なければならない。 2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は 、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により 当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたもので なければならない。	・新規要求事項 ・講じ→講じられたもので	有	有
		(外部からの衝撃による損傷の防止) 第四條の四 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が 講じられたもので なければならない。 2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は 、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)により 当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたもので なければならない。				
第九条	(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定第一種廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)	(新設)	(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止) 第四條の五 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。))には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止) 第九條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。))は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が 講じられたもので なければならない。	・新規要求事項 ・講じ→講じられたもので	有	有
		(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止) 第四條の五 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。))には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。	(特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止) 第九條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所(以下「事業所」という。))は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が 講じられたもので なければならない。				

技術基準に関する規則	特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
					技術基準の適合性	新たな条項の記載
第十條 (閉じ込めの機能)	<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第六條 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。</p> <p>一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五條第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。</p>	<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第六條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。</p> <p>一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五條第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。</p>	<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第六條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。</p> <p>一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五條第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。</p>	<p>・新規要求事項に変更なし</p> <p>・条文中、「第十五條第三号」の条項が「第十五條第一項第三号」に変更</p>	<p>一 有</p> <p>二 有</p> <p>三 有</p> <p>四 有</p> <p>イ 有</p> <p>ロ 有</p> <p>ハ 有</p>	<p>無</p>
		<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第六條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しなければならない。</p> <p>一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十五條第一項第三号に掲げる事項を計測する設備を施設する場合は、この限りでない。</p>	<p>(閉じ込めの機能)</p> <p>第十條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設されたものでなければならない。</p> <p>一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。</p> <p>三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。</p> <p>四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより施設すること。</p> <p>イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。</p> <p>ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が施設されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>ハ 事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六條第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。</p>	<p>・施設一設置されたもので</p> <p>・より施設する一よるものである</p> <p>・通じる一通ずる</p> <p>・施設一設置</p>	<p>一 有</p> <p>二 有</p> <p>三 有</p> <p>四 有</p> <p>イ 有</p> <p>ロ 有</p> <p>ハ 有</p>	<p>無</p>

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第十一條	(火災等による損傷の防止)	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第三條 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災の影響を受けることにより特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。)を施設しなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 非常用電源設備その他の安全上重要な施設であって、火災により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講じなければならない。</p> <p>4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造としなければならない。</p> <p>5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第三條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。)を施設しなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p> <p>4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造としなければならない。</p> <p>5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第十一條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。)が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p> <p>4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造となければならない。</p> <p>5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>・爆発の影響を考慮することが追加された</p> <p>・規制要求の対象が安全機能を有する施設に変更された</p>	<p>1項 有</p> <p>2項 有</p> <p>3項 有</p> <p>4項 無</p> <p>5項 無</p>	有
	(火災等による損傷の防止)	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第三條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設が火災又は爆発の影響を受けることにより特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全に著しい支障が生じるおそれがある場合は、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。)を施設しなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p> <p>4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造となければならない。</p> <p>5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第十一條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。)が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p> <p>4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造となければならない。</p> <p>5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>(火災等による損傷の防止)</p> <p>第十一條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。)が設置されたものでなければならない。</p> <p>2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。</p> <p>4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造となければならない。</p> <p>5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>・特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設→当該</p> <p>・生じる→生ずる</p> <p>・施設し→設置されたもので</p> <p>・それ→これ</p> <p>・講じ→講じられたもので</p>	<p>1項 有</p> <p>2項 有</p> <p>3項 有</p> <p>4項 無</p> <p>5項 無</p>	有
第十二條	(安全機能を有する施設)	<p>(安全上重要な施設)</p> <p>第十二條 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 二以上の原子力施設(加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。)において共用する場合には、共用することによって特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する機能が損なわれないようにすること。</p> <p>二 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する機能を維持するために必要がある場合には、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有すること。</p> <p>三 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する機能を確保するための検査又は試験及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。</p>	<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十二條 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。</p> <p>3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。</p>	<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十二條 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>・安全上重要な施設→安全機能を有する施設</p>	<p>1項 有</p> <p>2項 無</p> <p>3項 無</p>	有
	(安全機能を有する施設)	<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十二條 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。</p> <p>3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。</p>	<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十二條 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十二條 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>・第十二條第1項→第3項、</p> <p>・第2項→第1項、</p> <p>・第3項→第2項</p>	<p>1項 有</p> <p>2項 無</p> <p>3項 無</p>	有

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第十三条	(材料及び構造)	<p>(材料及び構造)</p> <p>第五条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支える構造物のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。</p> <p>2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏れ試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏れがないように施設しなければならない。</p>	<p>(材料及び構造)</p> <p>第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支える構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏れ試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏れがないように施設しなければならない。</p>		・新規要求事項に変更なし		
		<p>(材料及び構造)</p> <p>第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支える構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する上で必要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の権限を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この項において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に重要な清しみ不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 溶接試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したのにより溶接したものであること。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏れ試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏れがないように設置されたものでなければならない。</p>	<p>(材料及び構造)</p> <p>第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支える構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものでなければならない。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏れ試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏れがないように施設しなければならない。</p>		・第1項一号及び二号が追加され、容器等の主要な溶接部に関する要求事項が追加された	有	無
第十四条	(搬送設備)	<p>(搬送設備)</p> <p>第十三条 放射性廃棄物を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。</p>	<p>(搬送設備)</p> <p>第十三条 放射性廃棄物を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。</p>		・新規要求事項に変更なし		
		<p>(搬送設備)</p> <p>第十三条 放射性廃棄物を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。</p>	<p>(搬送設備)</p> <p>第十三条 放射性廃棄物を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。</p> <p>一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。</p>		・より施設一よるもので	有	無

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第十五条	(計測制御システム施設)	<p>(計測制御システム施設)</p> <p>第十四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第十五条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。</p> <p>2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。</p>	<p>(計測制御システム施設)</p> <p>第十四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。</p>	<p>・新規要求事項に変更なし</p>	有	無	
		<p>(計測制御システム施設)</p> <p>第十四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設しなければならない。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設しなければならない。</p>	<p>(計測制御システム施設)</p> <p>第十五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。</p>				<p>・に規定する線量当量一の線量当量</p> <p>・施設し設けられてい</p>
第十六条	(放射線管理施設)	<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十五条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。</p> <p>一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線しゃへい物の側壁における経済産業大臣の定める線量当量率</p> <p>二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>四 管理区域における外部放射線に係る経済産業大臣の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>五 周辺監視区域における外部放射線に係る経済産業大臣の定める線量当量</p>	<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十五条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。</p> <p>一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率</p> <p>二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量</p> <p>2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。</p>	<p>・第2項が追加された</p>	<p>1項一号 有</p> <p>1項二号 有</p> <p>1項三号 有</p> <p>1項四号 有</p> <p>1項五号 有</p> <p>2項 有</p>	有	
		<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十五条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。</p> <p>一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率</p> <p>二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量</p> <p>2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。</p>	<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。</p> <p>一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率</p> <p>二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量</p> <p>2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。</p>				<p>・施設し設けられてい</p> <p>・替える一代える</p>

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第十七条	(受入施設又は管理施設)	(受入れ施設又は管理施設) 第十条 特定廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備又は特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。	(受入施設又は管理施設) 第十条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。 2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。 二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。 三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずること。		・第2項が追加された	無	
			(受入施設又は管理施設) 第十条 特定第一種廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように施設しなければならない。 2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところにより施設しなければならない。 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。 二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。 三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずること。		・講じ得るように施設し一講じられたもので ・より施設し一よるもので ・講ずる一講じたものである		
第十八条	(処理施設及び廃棄施設)	(処理施設及び廃棄施設) 第十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ経済産業大臣の定める値以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合において、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	(処理施設及び廃棄施設) 第十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合において、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するように施設しなければならない。		・第2項が追加された	1項一号 有 1項二号 有 1項三号 有 1項四号 有 1項五号 無 2項 有	有
			(処理施設及び廃棄施設) 第十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところにより施設しなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合において、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。		・より施設し一よるもので・ ・値一濃度限界 ・施設一設置 ・有するように施設し一よるもので		

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第十九条	(放射性廃棄物による汚染の防止)	(放射性廃棄物による汚染の防止) 第九条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。	(放射性廃棄物による汚染の防止) 第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。		・新規要求事項に変更なし	有	無
			(放射性廃棄物による汚染の防止) 第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。				
第二十条	(遮蔽)	(しゃへい) 第七条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所内の外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要なしゃへい能力を有するしゃへい設備を施設しなければならない。この場合において、当該しゃへい設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要な場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。	(遮蔽) 第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。 2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要な場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。		・第1項に直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量の評価の要求が追加された	有	有
			(遮蔽) 第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。 2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設しなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要な場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。				
第二十一条	(換気)	(換気) 第八条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。	(換気) 第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。		・新規要求事項に変更なし	有	無
			(換気) 第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備を施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように施設すること。				

技術基準に関する規則		特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<平成二六年三月一日廃止>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則<令和二年四月一日施行>	規則の変更の有無と変更内容	固体廃棄物減容処理施設	
						技術基準の適合性	新たな条項の記載
第二十二條	(予備電源)	(非常用電源設備) 第十六條 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。 2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設しなければならない。	(予備電源) 第十六條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、 監視設備その他の必要な設備に使用することができる予備電源を施設しなければならない。	(予備電源) 第二十二條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他の必要な設備に使用することができる予備電源が 設けられてい なければならない。	・非常用電源設備→予備電源 ・施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するため から 外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他の必要な設備に 変更された	有	有
			(予備電源) 第十六條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他の必要な設備に使用することができる予備電源を 施設し なければならない。	(予備電源) 第二十二條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他の必要な設備に使用することができる予備電源が 設けられてい なければならない。	・を施設し一設けられてい		
第二十三條	(通信連絡設備等)	(新設) (通信連絡設備等) 第十七條 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。 3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、 事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。	(通信連絡設備等) 第十七條 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設し なければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設し なければならない。 3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、 事業所内の人の退避のための設備を施設し なければならない。	(通信連絡設備等) 第二十三條 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられてい なければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられてい なければならない。 3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、 事業所内の人の退避のための設備が設けられてい なければならない。	・新規要求事項	有	有
			(通信連絡設備等) 第十七條 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設し なければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設し なければならない。 3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、 事業所内の人の退避のための設備を施設し なければならない。	(通信連絡設備等) 第二十三條 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられてい なければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において 事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられてい なければならない。 3 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、 事業所内の人の退避のための設備が設けられてい なければならない。	・を施設し一設けられてい		
第二十四條	(に電磁的記録)媒体	(新設)	(新設)	(電磁的記憶媒体による手続) 第二十四條 第二条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した 電磁的記憶媒体(電磁的記憶(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記憶であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記憶媒体をいう。以下同じ。))及び別記様式の電磁的記憶媒体提出票を提出することにより行うことができる。	・新規要求事項	無	